

介護老人保健施設プレシオソ利用料金一覧表

○ 介護保険施設サービス費(1日あたり)

ユニット型介護保険施設サービス費(i)	要介護1 795単位	要介護2 842単位	要介護3 907単位	要介護4 960単位	要介護5 1,014単位
夜勤職員配置加算	24単位				
栄養マネジメント加算	14単位				
1日の合計単位数	833単位	880単位	945単位	998単位	1,052単位
1日の1割負担額	855円	904円	971円	1,025円	1,080円
口腔機能維持管理体制加算	31円/月				
介護職員処遇改善加算(I)	当該月の総単位数×15/1000を加算				
30日の1割負担額	25,694円	27,165円	29,176円	30,796円	32,447円

※1 仙台市は地域区分が五級地のため、1単位に10.27を乗じた額となります。

※2 各加算につきましては、入居者様それぞれで異なるため、加算算定の際は事前にご説明いたします。

○ 食費と居住費

	1日分	差額料	30日分	
食費	1,600円		48,000円	
居住費	一般個室	2,100円	63,000円	
	特別室1	2,100円	100円/日	66,000円 ※ 面積14㎡。テレビ付きのお部屋になります。
	特別室2	2,100円	300円/日	72,000円 ※ 面積15㎡。テレビ付きのお部屋になります。

○ 30日あたりの基本自己負担額(介護保険施設サービス費+食費+居住費)

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一般個室	136,694円	138,165円	140,176円	141,796円	143,447円
特別室1	139,694円	141,165円	143,176円	144,796円	146,447円
特別室2	145,694円	147,165円	149,176円	150,796円	152,447円

○ 入所に際しての保証金について

入所の契約時に入所保証金として、**10万円**の預り金を頂きます。

○ その他料金

家電持込み量	30円~70円/日	※持込みについての詳細は契約時にお伝えいたします。
業者洗濯代(ドライ品を除く)	実費	
余暇活動費	実費	
理容・美容代	実費	

○ 特定入所者介護サービス費

世帯の所得が一定基準以下の方の利用者負担額に上限を設けた制度で、この制度には各市町村への申請が必要となります。お住まいの市町村へお問い合わせください。なお、認定された方は、当施設へ認定証の提示をお願いいたします。提示のない場合はこの制度の適用となりませんので、ご注意ください。

特定入所者介護サービス費

	食費	居住費	対象者の基準
第1段階	300円	820円	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者など
第2段階	390円	820円	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下など
第3段階	650円	1,310円	合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円超など

○ 高額介護サービス費について

月額37,200円(市町村民税世帯非課税者等は24,600円、老齢福祉年金受給者は15,000円)を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

各加算について(1)

§. 各種加算(単位数)		単位数	1割負担額(単位:円)	
夜勤職員配置加算		24	25	
短期集中リハビリテーション加算※1		240	246	
認知症短期集中リハビリテーション加算※2		240	246	
若年性認知症入所者受入加算※3		120	123	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算		21	22	
外泊時費用※4		362	372	
ターミナルケア加算	(1)死亡日以前4日以上30日以下	160	164	
	(2)死亡日以前2日又は3日	820	842	
	(3)死亡日	1,650	1,695	
初期加算※5		30	31	
退所時指導加算	(1)退所時指導加算	退所前訪問指導加算	460	472
		退所後訪問指導加算	460	472
		退所時指導加算	400	411
		退所時情報提供加算	500	514
		退所前連携加算	500	514
	(2)老人訪問看護指示加算	300	308	
栄養マネジメント加算※6		14	14	
経口移行加算※7		28	29	
経口維持加算(1日につき)	(1)経口維持加算(Ⅰ)	28	29	
	(2)経口維持加算(Ⅱ)	5	5	
口腔機能維持管理体制加算※8		30	31	
療養食加算※9		23	24	
緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理	511	525	
	(2)特定治療	医科診療報酬点数		
所定疾患施設療養費※10		305	313	
認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	3	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(在宅強化型以外の場合)		200	205	
認知症情報提供加算		350	359	
地域連携診療計画情報提供加算(在宅強化型以外の場合)		300	308	
サービス提供体制加算(Ⅰ)※11		12	12	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位×15/1000		

※地域区分により、仙台市は5級地のため、1単位あたり10.27を乗じた負担とする。

各加算算定について(2)

【注意事項】

- ※1 入所日から3月以内の期間に概ね1週に3日以上、20分以上の個別リハビリテーションを実施する場合、1日につき算定される。
- ※2 精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の入所者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、週3日実施し、入所日から3月以内の期間、1日につき算定される。
- ※3 若年性認知症入所者に対して介護老人保健施設サービスを行った場合、1日につき算定する。
- ※4 入所者に対して外泊を認めた場合は、1カ月に6日を限度として算定する。月をまたぐ場合は最大12日分算定できるものとする。
- ※5 入所した日から30日以内の期間については、1日につき所定単位を加算する。
- ※6 管理栄養士を1名以上配置し、栄養ケア計画を作成し、1日につき所定単位を加算する。
- ※7 経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は180日以内の期間に限り、1日につき所定単位を加算する。
- ※8 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合には、1月につき所定単位を加算する。
- ※9 厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位を加算する。
- ※10 厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、注射、処置を行った時に算定する。
 - イ 肺炎の者
 - ロ 尿路感染症の者
 - ハ 带状疱疹の者
- ※11 介護職員の基準に従い、所定単位を加算する。